資料　1

令和４年
第１回清瀬市まちづくり委員会

本日のスケジュール

1. 開会
2. 挨拶
3. 委嘱状交付
4. 自己紹介
5. 委員長の選任
6. 副委員長の選任

～休憩～

7. 清瀬市まちづくり基本条例について
8. 委員会スケジュール及び運営の確認
9. SDGs17目標について
10. 第4次清瀬市長期総合計画・実行計画について
11. その他

まちづくり基本条例の構成

まちづくり基本条例は、自治基本条例ともいわれ、
まちづくりへの市民参加の原則を定めています。
「自治体の憲法」とも言われています。

まちづくり基本条例の構成

前文

- 歴史認識、目標、理念、宣言
- 目標とする将来像に向かい、一生涯住み続けられるまちづくりを市民が地域自治の担い手として自ら押し進めていく

まちづくり基本条例の構成

第1章 総則	• 第1条（目的） • 第2条（主体） • 第3条（男女共同参画） • 第4条（市の責務） • 第5条（地方自治及び基本的人権の尊重）
第2章 市民参画への 条件の整備	• 第6条（情報公開） • 第7条（広報・広聴活動の充実）

まちづくり基本条例の構成

第3章 市民参画の原則

- 第8条（基本構想等への参画）
- 第9条（清瀬市まちづくり委員会）
- 第10条（附属機関の構成等）
- 第11条（市民活動の支援）

第9条

- 市長は附属機関として清瀬市まちづくり委員会を設置する。
- 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。
- 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。
- 委員会は、公募による20名以内の委員で組織する。
- 委員会の委員の任期は2年とし、委員の再任の期間は2年までとする。

第10条

- 附属機関の構成等として、「市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。
- 公募の委員は、男女同数を原則、附属機関の会議は公開を原則

まちづくり基本条例の構成

第4章 責任	• 第12条（市民の責任） • 第13条（市の責任）
第5章 条例の改正	• 第14条（条例の改正） • 第15条（委任）